

桑名市宿泊施設誘致促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第11号

桑名市宿泊施設誘致促進条例の一部を改正する条例

桑名市宿泊施設誘致促進条例（令和元年桑名市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「増設又は移転（以下「新設等」という。）」を削り、同条第6号及び第7号を削る。

第3条中「新設等」を「新設」に改める。

第4条に次の1号を加える。

(3) 規則に定めるまちの賑わいを生み出す施設を設置していること。

第5条第1項中「新設等」を「新設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。